

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	農業経済課	検索番号	9 - 1
法令名	農業改良資金融通法	根拠条項	6 - 1	
許認可等	貸付資格の認定			
(根拠規定)				
○ 農業改良資金融通法第6条第1項 第3条第1項第1号の貸付けを受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業改良措置に関する計画を作成し、これを申請書に添え、都道府県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の都道府県知事の認定を受けなければならない。				
○ 農業改良資金融通法施行規則 農業改良資金融通法第6条第1項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の認定を受けようとする者は、個人にあっては氏名及び住所、法人その他の団体にあっては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。				
(許認可等の基準)				
○ 愛媛県農業改良資金事務取扱要領(平成14年12月27日付け伺定め)				
第2 貸付資格の認定				
1 農業改良措置に関する計画				
(1) 農業者及びその組織する団体(以下「農業者等」という。)が作成する計画 農業改良措置に関する計画の内容は、法第6条第2項及び規則で定めるところであり、資金基本要綱第3の1の(1)において定める経営改善資金計画書に含まれるため、当該計画書により、知事が貸付資格の認定を行うものとする。				
(2) 認定中小企業者が作成する計画 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農工商等連携促進法」という。)第12条第1項の認定中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)が実施する認定農工商等連携事業に、同項の規定に基づき農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合には、農工商等連携促進法第5条第3項の認定農工商等連携事業計画(以下「認定農工商等連携事業計画」という。)及び農業改良措置の支援内容書(様式第4-8号。以下「支援内容書」という。)により、知事が貸付資格の認定を行うものとする。 なお、認定中小企業者が団体である場合に、その構成員が当該措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなすものとする。				
(3) 認定中小製造事業者等が作成する計画 米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成21年法律第25号。以下「米穀新用途利用促進法」という。)第8条第1項の認定製造事業者等((株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号。以下「日本公庫法」という。)第2条第3号に規定する中小企業者に限る。)以下「認定中小製造事業者等」という。)が行う認定生産製造連携事業に、同項に基づき農業改良支援措置(米穀新用途利用促進法第4条第2項第3号に規定する農業改良支援措置をいう。以下同じ。)が含まれる場合には、米穀新用途利用促進法第5条第3項の認定生産製造連携事業計画(以下「認定生産製造連携事業計画」という。)及び支援内容書(様式第4-8号)により、知事が貸付資格の認定を行うものとする。				

とする。

なお、認定中小製造事業者等が事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合に、その構成員が当該農業改良支援措置を行うときは、当該農業改良支援措置を農業改良措置とみなすものとする。

(4) 促進事業者が作成する計画

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第6条第3項に規定する認定総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）に従って六次産業化法第5条第4項第1号に掲げる措置を行う六次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者（日本公庫法第2条第3号に規定する中小企業者に限る。）をいう。以下同じ。）が行う認定総合化事業に、六次産業化法第9条第1項の規定に基づき農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合には、認定総合化事業計画及び支援内容書（様式第4-8号）により、知事が貸付資格の認定を行うものとする。

2 認定基準

知事は、農業改良措置の内容が次に定めるいずれかの要件を満たす場合には、農業改良資金（法第2条に規定する農業改良資金（法（農商工等連携促進法第12条第1項、米穀新用途利用促進法第8条第1項又は六次産業化法第9条第1項の規定により適用される場合を含む。）の定めるところにより貸し付けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）の貸付資格を認定するものとする。

なお、当該認定に当たっては、運用基本要綱別記1「農業改良措置の判断基準（例）」及び運用についての別記1を参照するものとする。

(1) 農業者等に係る基準

ア 新たな農業部門の経営の開始

新規の作物・家畜等を導入し、従来取り扱っていない作目（品種を含む。）区分へ進出する場合であり、作目区分は以下の区分を基本とする。なお、同一区分の農畜産物であっても、露地栽培と施設栽培のように、技術・経営ノウハウが大きく異なるものについては別の区分とすることができる。

米穀、麦類、豆類、雑穀、いも類、野菜（葉茎菜）、野菜（根菜）、野菜（果菜）、花き（切花）、花き（鉢物）、果樹、養蚕、工芸作物、飼料作物、きのこ、乳用牛、肉用牛、豚、鶏、その他の家畜

イ 新たな加工の事業の経営の開始

自ら生産した農畜産物を主原料とした加工の事業を新たに開始する場合及び既に加工の事業に取り組んでいた者が、従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい加工の事業を開始する場合である。

ウ 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入

農業者等にとって新たな技術又は取組で、品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合である。

エ 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入

自ら生産した農畜産物又はこれを主原料とする加工品について、従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい販売の方法を導入する場合である。

(2) 認定中小企業者に係る基準

認定中小企業者に対する貸付については、認定農商工等連携事業を行う連携先の農業者等（連携先の団体（農商工等連携促進法第2条第2項の団体をいう。）の構成員又は出

資者（以下「構成員等」という。）である農業者等を含む。以下「連携先の農業者等」という。）が認定農工商等連携事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、連携先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置に対して行う。

ア 農業経営に必要な施設の設置

認定中小企業者が連携先の農業者等に代わって、当該連携先の農業者等が行う生産活動に必要な施設（固定資産、流動資産の別を問わないものとし、トラクター、コンバイン等の農業機械や、保管庫、格納庫、ビニルハウス等の農業生産に関連する建物等をいう。ただし、施設の改良によるものを除く。）等を導入し、この施設を当該連携先の農業者等が利用する場合。

イ 認定中小企業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

認定中小企業者が連携先の農業者等の農畜産物又はその加工品（以下（２）において「農畜産物等」という。）を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該連携先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をする場合。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準として、次の要件のいずれも満たさなければならない。

（ア）農工商等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に又は拡大して農畜産物等を生産する場合には、認定中小企業者は、その新規に又は拡大して生産された農畜産物等を全て引き受けることが見込まれること。

なお、認定中小企業者において、連携先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、連携先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める連携先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合はおおむね 50%を超えることが見込まれること。

（イ）（ア）の引受けについて、認定中小企業者と連携先の農業者等とは、安定的な取引関係として、最低 5 年以上の契約を継続することが見込まれること。

（ウ）認定中小企業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

連携先の農業者等の生産する農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をする場合。

この「相当程度販売することが見込まれる」の具体的な判断基準については、イの（ア）及び（イ）の規定を準用する。この場合において、「生産等」とあるのは、「販売」と読み替えるものとする。

（３）認定中小製造事業者等に係る基準

農業経営に必要な施設の設置であり、かつ、新用途米穀（米穀新用途利用促進法第 2 条第 2 項に規定する新用途米穀をいう。以下同じ。）の生産の高度化に資するものである以下の要件を満たすこと。

認定中小製造事業者等が認定生産製造連携事業計画に従って事業を行う農業者等に代わって、新用途米穀の低コスト化や高品質化等に資する当該農業者等の行う生産活動に必要な施設（固定資産、流動資産の別を問わないものとし、レーザー式均平作業機、自動種子コーティング機、水稻直播機等の農業機械や、低温保管貯蔵施設、乾燥施設、格納庫等の農業生産に関連するものをいう。）等を導入し、この施設を当該農業者等が利用する場合。

（４）促進事業者に対する基準

促進事業者に対する貸付については、認定総合化事業を行う支援先の農業者等（支援先の団体（六次産業化法第3条第1項の団体をいう。第3の1の（6）において同じ。）の構成員等である農業者等を含む。以下「支援先の農業者等」という。）が認定総合化事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、支援先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置に対して行う。

ア 農業経営に必要な施設の設置

促進事業者が支援先の農業者等に代わって、当該支援先の農業者等が行う農畜産物その生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものを含む。以下（4）において同じ。）の生産（六次産業化法第3条第3項に規定する生産をいう。以下（4）において同じ。）又はその加工若しくは販売の活動に必要な施設（固定資産、流動資産の別を問わないものとし、周年安定栽培に適したビニルハウス、稲わらの収集、加工用野菜の効率的な収穫等に必要な機械、農畜産物の加工用施設、直売所等の農畜産物の生産又はその加工若しくは販売に関連するものをいう。ただし、施設の改良によるものを除く。）等を導入し、この施設を当該支援先の農業者等が利用する場合。

イ 促進事業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

促進事業者が支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物又はその加工品（以下（4）において「農畜産物等」という。）を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該支援先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をする場合。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準は、促進事業者において、支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、支援先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合はおおむね50%を超えることが見込まれること。

ウ 促進事業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をする場合。

この「相当程度販売することが見込まれる」の具体的な判断基準については、イの規定を準用する。この場合において、「商品の生産等」とあるのは、「商品の販売」と読み替えるものとする。

（その他）

○ 提出書類（農業経営改善関係資金基本要綱）

- ・ 借入申込希望書
- ・ 経営改善資金計画書

（参考）

○ 農業経営改善関係資金基本要綱

第3 農業者の手続等

本要綱対象資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の借入希望者（融資を受けようとする者をいう。以下同じ。）の手続等は次に定めるところによるものとする。

（省略）

1 経営改善資金計画書の作成等

(1) 借入希望者は、

ア これまでの経営状況はどうなっているか

イ 経営改善のための計画は適切であり、実行可能か

ウ 経営改善のための計画が実行された場合に収支はどうか、融資返済は可能か

等について、自ら真剣に検討の上、おおむね 5 年間の経営改善資金計画書を別紙 2 の (1) 又は (2) により作成し、別紙 1 の借入申込希望書とともに、(5) の窓口機関に提出するものとする。